

大阪府環境審議会水質規制部会（第2回）議事要旨

日時：平成23年2月2日(水)16時～18時

場所：環境農林水産総合研究所研修室

議事要旨

(1) 議事1 「化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準について」

○参考人意見陳述

永山雅規参考人（三井化学株式会社大阪工場環境安全部長）（資料1）

第5次、第6次の期間に基礎化学品プラントで6300kg/日の窒素を削減するなど、6次にわたる総量規制で水質改善に前向きに努力してきた。アクリロニトリルプラント停止に伴い、更に負荷を削減した。濃度が低いベースから排出量を削減するには、大きな設備投資が必要で、競争力の低下が懸念される。第7次の規制は総合的見地から事業者へ過度の負担を与えないようお願いしたい。

海老瀬部会長 削減の期間中での出荷量の変動は？

永山雅規参考人 生産量はだいたい能力のフルで動いているので、量は変わらない。

白井孝尚参考人（大阪府漁業協同組合連合会代表理事長）

バイエリア計画の埋立てにより水が流れにくくなっている。下水処理場が海に直接栄養がない水を流すことが原因で、岸和田市より南側の海は栄養がない。岸和田市より北は深堀りで水が動かず栄養が有りすぎて赤潮になっている。

かつては他が不漁でも大阪湾は豊かな漁場であったが、今は不漁である。環境を良くするよう府に訴えてほしい。対策を府に要望するが財政難を理由に取り組んでももらえない。大阪湾に流入する流域全体の環境の委員会の創設を訴えてきたができていない。

中西敬参考人（大阪湾見守りネット運営委員）

見守りネットは、「ほっといたらあかんやん大阪湾フォーラム」の開催や大阪湾生き物一斉調査の支援などを実施している。

市民は、日常生活と海のつながりに気づいていない。流してしまえばどこにいつているか分からない。

一方、セミプロ市民は、海の環境問題のパラダイム展開に気づいた。透明度は増したが貧酸素・青潮が解消せず、貧栄養海域の出現・拡大もしている。総量の問題から偏りの問題になった。

水質改善のためには、浅場や藻場の再生、栄養塩の循環系の構築、海とのふれあいの場の再生などが必要である。総量規制は方法論の一つであり、目標とする海の議論が必要

福原委員 市民と海との望ましい関係を、どう考えるか。

中西参考人 海を学ぶ場が必要だが少ない。南の方はまだあるが、堺の方にはない。

海老瀬部会長 頂いた意見は今後の審議の中で適宜検討していく。

○総量規制基準について、事務局が説明（資料2-1～4）

津野委員 資料2-2の「7次C値の幅」は決定したのか。

事務局 中環審答申を踏まえ、告示の案のパブコメを実施予定。変わる可能性はある。

津野委員 大阪府の上乗せ基準を、表へ追加して比較することは可能か。

事務局 次回整理して示したい。

津野委員 C値の幅は、瀬戸内海でひとつで決まっているのか。

事務局 「大阪湾を除く瀬戸内海」と「大阪湾」は、6次からC値の幅は異なる。

海老瀬部会長 C値の設定の考え方はどうか。

池委員 「現状の排水の水質」や「排水基準」との比較は最低限必要。資料2-4「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項」にある「取組と難易度」や「費用対効果」は上乗せ基準設定時に検討されている。「除去率の季節変動」は底質DOの傾向をみて徹底的に検討するか、今までどおりとするかを判断してはどうか。

海老瀬部会長 国が示したC値の幅の下限值を採用するのか、しないのか。採用しない場合はその理由は何なのか。今回、国がC値の幅を変更した業種について重点的な検討が必要。

事務局 例えば、三井化学が対象となる業種区分のものが見直されおり、C値の決定にあたり、工場の実態等をもて精査が必要。今後、検討していきたい。

津野委員 国がC値の幅を決めた根拠資料は入手可能か。

事務局 審議会の資料は公開されているが、詳細なものはない。大阪府が決める際はできる限り、考え方を示したい。

島田委員 6次のC値設定の基本方針「長年にわたり負荷量が低減していない業種」は難易度が高い業種と思われる。この方針のように基準強化の方向でよいのか。

事務局 7次総量の在り方に「現状より悪化させない」とあり、前回とは状況が異なるため、もう少し考える必要がある。一方で、C値の設定は業種ごとに分かれており、作業が膨大であることから、方針に基づき早く行った後に方針にフィードバックしていきたい。

津野委員 本日は基本方針を確定するのではなく、暫定で作業を進めるということか。

海老瀬部会長 「長年にわたり負荷量が低減していない業種」は検討する必要があるが、作業を進めるための基本方針としてこれでよいか。

一同 （異議なし）

海老瀬部会長 事務局は作業を行って、次回部会にC値の原案を提出すること

(2) 議事2「1.4-ジオキサン等に係る排水基準等について」

事務局が資料3-1を説明。

津野委員 「低濃度」は「環境基準以下」など具体的な表現に。上水道水源地域以外の排水基準表の説明文も、特定事業場にもかかるように修正を

福原委員 新設の上水道水源地域以外で暫定を考慮する届出施設の表現も修正を

海老瀬部会長 資料の修正は部会長の一任とし、修正したものでパブリックコメント実施してよいか。

一同 (異議なし)

### (3) その他

津野委員 大阪府に、大阪湾環境保全計画なり大阪府水環境保全計画なりの環境全体にかかる計画があるのか。

事務局 府独自のものはないが、大阪湾再生行動計画がある。

津野委員 参考人の意見は貴重であったが、総量規制で対応できない話が大半であった。滋賀県では琵琶湖総合保全計画がある。湾岸の広域的な計画で考えるという理解でよいのか。

津野委員 これからの環境保全について、皆さんが関与して議論する時期に来ている。

事務局 総量削減計画に収まらないものは今後の課題として議論し、指摘して頂ければよい。

津野委員 大阪湾環境保全計画なりが諮問されれば、そこでの議論になるのだろうが。

事務局 府独自の大阪湾の環境に関する計画は、大阪府環境総合計画になる。10年後の大阪湾の目標を掲げている。

### (4) 閉会

以上